
令和7年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和7年6月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和7年6月9日 午前10時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(12名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稻永辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	欠員
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	課長補佐	白水 婦美
----	------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課長	吉川聰士
地域振興課長	平山幸治	都市整備課長	中牟田健

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	学校教育課長	吉本 孝治
健康増進課長	舛本 直明	ふるさと応援課長	船井 弘喜
まちづくり課長	櫻木 美奈子	税務課長	安河内 高利
子育て支援課長	稻岡 慎太郎	社会教育課長	伊藤 泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範
総務課参事	黒川 忠敬	総務課課長補佐	石津 伸篤
監査委員	吉松 辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。九州北部地方も梅雨入りが宣言されまして大雨が降ると予想されていますけれども、大雨が降らないのを期待するだけでございますけれども、皆さんも十分に注意してください。

そして、昨日、梅雨入りだったわけでございますけれども、第48回須恵町少年相撲大会が開催されました。議員の皆様には監督した方もおられたし、指導して大変だったと思いますけれども、それ以上に役場の職員さんは休みを返上して、男子職員全員、この日本伝統文化を守るために御尽力賜ったことに、役場の職員、課長をはじめ感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、本日は、須恵町シニアクラブの皆様が傍聴に来ていますので、一般質問者の方ははつきりと分かるように質問するようにお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより一問一答方式で行います。質問時間は、答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） おはようございます。2番議員、川原幸治です。通告書に従い質問をいたします。

少子高齢化などにより、業種を問わず、多くの場合、人材が不足していると言われています。教育・学習支援業では、新卒採用の3年以内の離職率は約46%だそうです。2人に1人、3年以内に離職していると言っても言い過ぎではないと思っております。業種によっては、敬遠され、就職先に選ばれない、何らかの理由があると思います。

教育現場での学校教員の業務過多をよく耳にします。今、現場の若い教員の方々たちが精神的、肉体的理由を出して、それを理由に離職をするということはなるべく避けなければならないと思います。そして、1人でも多く、これからずっと頑張っていただきたいと考えております。

そこでお尋ねいたします。

須恵町の各小学校、中学校での教員数は何名でしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 教員不足は深刻な問題であり、学校運営や教育環境に大きな影響を与えています。課題としては、長時間労働や保護者対応等による負担の大きさ、また特別支援学級の増加などがあります。

須恵町教育委員会としましては、会計年度任用職員の雇用や補助員等を確保することにより学校運営を支援していきたいと考えています。

現在の任用状況としては、教員免許を有する職員で特別支援教育対応、学級サポート、通級指導、校内適応指導教室の会計年度任用職員と、免許不要なスクールサポートスタッフも雇用しています。

また、包括業務委託の中で特別支援教育の補助員も学校に入っており、須恵町教育委員会として可能な限り学校支援を行っているところです。

なお、県費教職員の任命権者は都道府県にあるため、欠員の状況にある学校については県に配置要望を常に出しているところです。

それでは、各学校の定数と配置人数をお答えいたします。なお、人数は事務員を除いた6月1日現在のものでございます。

第一小学校、定数49人、配置人数47人。第二小学校、定数48人、配置人数48人。第三小学校、定数42人、配置人数40人。須恵中学校、定数49人、配置人数48人。須恵東中学校、定数24人、配置人数24人。欠員は、第一小学校が2人、第三小学校が2人、須恵中学校が1人となっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

小・中学校では全国的に教員が不足していると聞いております。不足しているということは、教員になりたいという方も少なくなってきたいるのかなと個人的には思っております。

では、次にお尋ねいたします。

昨年は須恵中学校で教員が休職されて大変だったと聞いております。教員不足は感じておりますか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各小・中学校において、病休や産休育休の教員はおりましたが、その都度、県に要望をしておりますが、全てが適宜、充足されるわけではありませんので、学校では不足感は持っているものと感じております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。

では、今後、何らかの対策を講じられると思います。休まれる理由もいろいろあると思いますが、休職する職員、教員がいらっしゃることで教育の現場の滞りということは避けなければなら

ないと考えております。

では、次にお尋ねいたします。

休職中の職員の代わりに退職された教員を再任用したり、非常勤教員を任用するお考えはありますか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治）　公立の義務教育学校では、県費負担教職員制度の下で人事行政が行われており、教員の配置については県が任命権者として配置するようになっています。市町村教育委員会は、配置された教職員の服務監督を行うようになっています。

したがいまして、須恵町教育委員会では、定数以外の教員等で会計年度任用職員など各学校に平均7人以上の人員を配置しておるところです。

以上です。

○議長（松山 力弥）　川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治）　よく分かりました。

先ほど話したとおり、教員が足りないという理由だけで教育の現場が滞るということはできるだけ避けなければいけないと思っています。ぜひ積極的な検討をお願いして、今後も続けていってほしいと思っております。

現在では、教員が退職代行なる事業者を利用して、突然、退職ということも増えてきているようです。そういった突然の退職時にどういった対応、対策ができるかということも普段からぜひ考えておいていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では、次にお尋ねいたします。

須恵町の小・中学校では、現在、教科担任制でしょうか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治）　小学校は学級担任制、中学校が教科担任制となっております。

○議長（松山 力弥）　川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治）　ありがとうございます。

中学、高校では学級担任はいますが教科担任制が基本になっています。小学校でも3年ほど前から、小学校5、6年生の高学年では教科担任制になってきているところもあると聞いております。今年度からは、小学校3、4年生の中学年でも教科担任制を導入するという話も聞いております。

小学校高学年では英語が正式な教科だったり、中学年でも外国語活動として導入が始まったり、これからプログラミング教育の必修化など、全ての教科を1人の先生がカバーするという学級担任制ではなかなか教員個人の負担が大きくなり過ぎていると感じております。

そこでお尋ねいたします。

教科担任制のメリット、デメリットはどうお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治）　中学校は既に教科担任制を敷いておりますので、ここでは小学校における教科担任制のメリットとデメリットについてお答えいたします。

まずはメリットです。

まずは1つの学級を複数の教師の目で見ることができることが上げられます。1人の担任で全ての教科を持つことになると学級の状況がほかの教員に見えにくくなり、問題が起こった場合にそれが深刻化したり、担任が1人で抱え込んでしまったりというようなことが起こりがちになります。それを未然に防ぐという意味でも大きなメリットだと言えます。

次に、小学校では特徴教科と呼んでいるのですが、教員が特に力を入れて研究を進めている教科を担当するので、児童にとってはより質の高い授業を受けられることになります。

3つ目は、学年に所属する担任外の教員も担当するので、その分、教員の負担が軽減されるというメリットもあります。

次にデメリットですが、中学校のように教科定数という考え方で教員が配置されるわけではなく、学級定数しか配置されませんので、どうしても学年内での教科担任制ということになります。

したがって、学級が4クラスの場合、学年配属は5人程度になりますので、全ての教科で教科担任制を敷くことはできません。

次に、子どもの成長、発達段階から考えますと、低学年から中学年までは担任がじっくりと1人で指導するほうが児童にとっても安心できる環境をつくることができやすく、文部科学省も高学年からの教科担任制について検討を進めているところです。

以上です。

○議長（松山 力弥）　川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治）　よく分かりました。

教科担任制は、学級担任制の中で教科ごとに専門性の高い教員で指導する仕組みではあります。児童・生徒たちの将来を見据えても、教員の働き方を考えてもプラスになると思っております。

現在、福岡県内では、幾つかの小・中学校で学級担任制からチーム担任制に移行しております。チーム担任制や複数担任制、学年担任制など形態は異なりますが、学級担任を1人にせず、複数の職員で学年全体を受け持つといった取組です。

では、次にお尋ねします。

チーム担任制についてはどうお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥）　吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 教科担任制とチーム担任制は別物だと捉えています。その上で、1人の担任に任せきるのではなく、チームで学級を見ていこうという考え方は大変すばらしいものであるし、子どもたちにとっても複数の教員で見てもらえるので教育環境としては安心できる環境だと思います。

現在、学校現場では、チーム学校という理念の下、各学年の教員がチームになって担当学年の子どもたちを見ていこうという学校経営を行っています。

したがいまして、学年主任の下、各学級の問題を担任任せになることなく学年で共有、問題によっては学校全体で共有することでチーム全体で問題を解決していくこうという経営が行われていますし、教育委員会としてもケースごとに指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣し、チームの一員となって問題の解決に当たっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

教科担任制とチーム担任制は違いますが、チーム担任制では多くの教員の目で児童・生徒を見ることができ、逆に児童・生徒はいろいろな教員と会える、話す機会が広がると思います。

人間関係には大なり小なり相性というものがあります。教員から見れば、児童と生徒との関係性だけではなく、児童・生徒の保護者であったり、特に保護者との関係性は教員にとって特に重要なことだと思っております。そこに複数の教員の目、考え方で関わるということは、現状とは違った結果も期待できると考えております。

須恵町では、私個人的には中堅の教員が少ないのではないかなどと思っております。ベテラン教員が経験上のアドバイスを若い教員に行うには、チームで担任することで的確なアドバイスができると思っておりますし、ベテランが苦手なものがあれば若い教員がフォローするなど、各教員の肉体的、精神的軽減が子どもたちへの教育現場でのさらなる質の向上につながると考えておりますし、職場環境改善は、現在、頑張っていらっしゃる教員の離職率や休職率、未来の教員志願者の増加にもつながると考えております。

では、最後にお尋ねいたします。

須恵町では、今後、チーム担任制を導入するお考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） どうも、御質問ありがとうございます。

中学校では、先ほども申し上げましたように教科担任制を敷いておりますので、1つの学級を複数の教員の目で見ながら、学年主任を中心にチーム1年とかチーム2年とかということで、学級の問題を学級担任1人に任せるのではなく、学年を1つのチームとして対応する体制はできて

います。

それから、また先ほども申し上げましたとおり、県費負担教職員以外に町雇用の支援スタッフを配置し、よりチームによる指導が行き届くように支援しております。

小学校においても、高学年では、全部ではありませんけれども、単元によっては一部教科担任制を取るなどして指導を工夫していただいております。

また、先日、議員も運動会等で御覧いただきましたように、学年教師がチームとなって競技の指導を行うなど、複数の教師が学年の子どもたちを見ていくという体制は取っていただいております。

また、小・中学校共通して行っていることですけれども、不登校問題に関してはマンツーマン方式といって、1人の児童・生徒に対して関係する複数の職員、例えば部活動の顧問や養護教諭、スクールカウンセラー、時には教頭等も一緒になって、担任1人に任せるのではなく複数の関係者で問題の解決に当たっています。まさにチームで対応しているところです。

川原議員が教員の働き方改革も含め、御心配いただいていることについては大変ありがたく、教育委員会としても心強く思っております。

チーム担任制の理念は大変すばらしいものだと捉えておりますが、病気や産休育休に入られる先生方の代替の教員がなかなか配置されない現状では、制度としての実現はかなり厳しいものがあるというふうに捉えております。

例えば、12学級ある学校で、小学校では学級担任が12人、全体で配置される教員が13人から14人、中学校は12学級あれば18人から19人が配置されるわけです。ですから、その中でチームをつくっていくというのはかなり厳しいものがあるのではないかなどというふうに捉えています。

したがいまして、県から配置される教員と町からできる限りの支援スタッフを配置することで、学校が1つのチームとなって子どもたちのために、校長が目指す学校教育の目標の実現に向けて、より効果的な学年経営、学級経営が図れるように、今後とも教育委員会として支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。須恵町の現状もいろいろとお聞かせいただきまして、私なりに十分理解できました。

今、いろいろとお話を伺った上でお話すると、インクルーシブ教育という言葉があります。障がいや病気の有無にかかわらず、全員に同じ教育を与えることを目指すことです。チーム担任制で1人の児童・生徒を複数の担任で見ることができるようにすれば、インクルーシブ教育につながるとも考えられると思います。

1人の教員に1つのクラスを1年間、大きな問題もなく成長に導く役割は大きな負担になります。若い教員は特にそのプレッシャーを強く感じると思っております。

チーム担任制では、担任教員の精神的負担や業務を分担することで身体的負担の軽減が期待できるものです。クラスがうまく機能しない状況の直接的な要因に、特別な教育的配慮が必要とする児童・生徒への対応の問題や、クラス担任が若く、経験がまだ不足しており指導力不足というものがあるそうです。

チーム担任制では、誰かがクラスをうまく機能させられなくてもほかの教員がフォローすることができ、学級担任制では、担任と児童・生徒同士の信頼関係がうまく築けなかった場合や、その結果、クラスがうまく機能できなかった場合など、担当教員に精神的負担がかかり、休職や退職に追い込まれてしまう可能性があるということです。

精神疾患を理由に休職した教員は、2020年で約5,200人だそうです。2023年では1,900人増えて7,100人だそうです。児童や生徒、保護者への対応を抱え込んで、休職や退職で担任不在や教育の場の滞りを避けなければならないと先ほどからもお伝えしているとおり、さらなる教育現場での教育の向上を考えると、やはり教員の置かれている現場も考えていく段階に来たんだなと考えております。

精神的、身体的負担が軽減されれば意欲も出てきて、その結果、担当教科の造詣も深まり、教材やその他準備にも熱が入ってくると思います。

長くなりましたが、最後に、我が国ではインクルーシブ教育の基本的な方向性として、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきとなっております。

ですが、教育的ニーズで的確に応える指導を提供するという意味で、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となっております。通常学級、通級学級、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を用意しておくことが必要とされております。

しかし、現実には様々な障がい特性や程度の異なった児童・生徒が小・中学校の通常学級に在籍するようになってきております。

先ほどからチーム担任制と話しておりますが、法的根拠がないものです。しかし、義務標準法なるものに基づいて配置された教員定数の中であれば、自治体や学校が現場の状況に合わせて導入することが可能となっております。

もちろん、支援が必要な児童・生徒に対して誰が責任を持って対応するのか、情報の共有をどうするのか、今後、方策を講じていかなければいけない点も多々あります。

私がチーム担任制の導入をお話しているのは、多様な児童・生徒一人一人に適切な対応、指導をしていくためには、根本的な教員配置の在り方を考え直し、また充足した教員が必要ですので、

休職、離職率を下げていき、教員志願者を増やしていくことが必要だと考えているからです。

もちろん、これは職場環境など教員の働き方改革が必要ということです。ただ、働き方改革、その側面だけではなく、障がいのあるなしに関わらず、誰一人取り残さないという視点からも、複数の目で児童・生徒を見守ることが可能なチーム担任制の検討をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松山 力弥） これにて、川原幸治君の一般質問を終結いたします。

傍聴者の皆様、今、川原幸治君が質問をしましたけど、質問の内容が聞こえますか。ちょっとアンケートで聞こえにくいというアンケートがありましたので、聞こえますか。大丈夫ですか。

○議長（松山 力弥） 続きまして、1番、平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 1番、平山諭です。通告書に従い質問をさせていただきます。

顧客からの理不尽なクレーム、威圧的な態度、過剰な要求、長時間にわたるクレーム、つかみかかるなどの身体的な接触行為、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラは、今や多くの企業、医療、福祉において深刻な社会問題となっています。

カスハラ対策は、職員からの対応マニュアルの策定、相談体制の整備、教育・研修、メンタルヘルス対策、法的対応の整備、組織全体の意識改革等、様々な対策が必要だと言われています。

また、2025年3月11日、カスハラ対策を雇用主に義務づける法案が国会に提出されました。これは、労働施策総合推進法を改定してカスハラ対策を事業主の雇用上の措置義務とすることを主な内容とするものです。この法案は、2025年6月4日に可決され、2026年中には施行されるそうです。

そこで、須恵町役場や学校におけるカスハラの実態と対策について伺います。

過去1年でカスハラは何件発生していますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） カスタマーハラスメント、一般的にカスハラは、人事院、つまり国家公務員における運用においては、パワーハラスメントの1つとされておりまして、国家公務員向けに以下の通知がされております。

職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、当該行政サービスをめぐるそれまでの経緯やその場の状況により、その対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、当該言動を受ける職員の属する省庁の業務の範囲や程度を明らかに超える要求をする者に関する苦情相談があった場合に、組織として対応し、その内容に応じて迅速かつ適切に職員の救済を図ることとされております。

一方、町のほうにおきましては、須恵町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱が定められております。カスハラについては特別に明記しておりませんので、基本的には本要綱及び国の通知、国の作成した企業マニュアルを準用して対応するものとしております。

それでは、御質問でございますが、過去1年間、令和6年度におけるカスハラと思われる事案は、庁舎においては6件、学校においてはゼロ件との報告を受けております。

なお、この件数は国のカスハラ対策のマニュアルに則した場合のものとなります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 役場のほうで6件、学校のほうではないということですが、現在、把握してある6件の中で、言える範囲で結構ですので、どういった形の事例があるか教えていただけますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 御質問の6件の事例でございますが、国のカスハラ対策のマニュアルに則して分類しますと、要求の内容が妥当性を欠くものとして、要求内容が役場の手続と関係のないものが1件、それから要求の内容が法令、制度上、認められないものが2件でございました。いずれもマイナンバーカードの手続において発生したものでございました。

ほか3件につきましては、要求を実現するための手段、態様が社会通念上、不当な言動であるものとして、暴言、威圧的な言動、長時間にわたるクレーム等の精神的攻撃が3件ございました。一般的な窓口、電話対応において発生したものでございました。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 事例が出ておりますが、カスハラを繰り返す、例えば同じ方であったりとかが何度も何度もという形、そういった事例はありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今回、報告を取りまとめたところでは、カスハラを繰り返す事例というものは上がっておりません。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） カスハラとは何か、例えばクレームとカスハラの違い、本人はカスハラと思っていないかもしれないけれども、それがカスハラに当たるというようなこともあると思いますが、カスハラとは何か、町民の方への周知等はされてありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 現在のところは、カスタマーハラスメントについての町民に対する広

報、それからホームページ等での周知は行っておりません。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 次に、カスハラに対する職員への研修や対応のマニュアル作成は行っておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 先ほど申し上げましたが、カスハラについての特別なマニュアルは定めておりませんので、実務上の運用は須恵町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱の取扱いに準じて対応することとしております。

今後、カスハラを含めたハラスメント対策マニュアルの作成を検討いたします。また、カスハラ研修につきましては、令和6年度に全職員を対象としてクレーム・カスハラ対応研修を実施しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 実際に発生しているカスハラの対応はどうされていますか。例えば、相談体制の整備であったり、実際の対応を教えていただけますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 須恵町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱においては、所属長の責務として、ハラスメント防止及び排除のための必要な措置を迅速かつ適切に講ずることと定められており、カスハラについても同様の取扱いが適当であるというふうに考えております。

よって、カスハラに該当する事案については、まずは所属課で対応するものとし、必要に応じてハラスメント全般的な担当課である総務課と協調して対応することになっております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） カスハラを受けた職員の方がストレスを感じたり、鬱病や適応障害、休職、退職、業務パフォーマンスの低下、そういったことがあると思いますが、職員のメンタルケアはされていますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） カスハラに特化しているわけではございませんが、職場における労働環境の改善と安全衛生の観点から、メンタルヘルスが不調の職員に対し、年に数回の嘱託産業医による個人面談を実施しております。総務課において、その内容を共有することでフォローアップが可能な体制を整えております。

また、各学校におきましても、スクールカウンセラーの配置や産業医との契約を行っておりまして、相談体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） それでは、今、事例の中でお話はなかったとは思いますが、暴力行為の発生時やSNS等にさらされた場合の対処法はありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 例えば、殴る、たたく、蹴る等の暴力行為が確認された場合は、もう警察のほうに通報をいたします。

また、インターネット上の掲示板やSNS等において、名誉を毀損する、または個人情報を含めプライバシーを侵害する情報が掲載された場合は、弁護士、それから警察等に相談の上、当該サイト管理者へ削除依頼を検討するようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） このカスハラというのではないのが一番だと思いますが、カスハラを未然に防ぐための対策は取っておられますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 当初はクレーム、苦情のレベルであった事案をカスハラに発展させないための対策としましては、やはり手引やマニュアルの作成、定期的な研修の実施等が有効だと考えられますので、今後、さらなる体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度、庁舎内に防犯カメラを設置することにしておりますので、防犯対策と併せてカスハラの抑止効果を期待しているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） では、最後になりますが、カスハラとかパワハラもそうなんでしょうか、職員を守り切る見解として、町として、今後、どうお考えでありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 自治体におけるカスハラ対策が難しい点は、公務員が公共の利益のために存在する組織であり、全体の奉仕者であるという特性が1つの原因として考えられます。

地方公務員法第30条においても、服務の根本基準として、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと定められています。これらは公務員として当然のものでありますが、カスハラの事案にお

いては、相手の要求等がエスカレートしやすい土壤であるとも言えます。

先ほど述べましたが、カスハラ対策の手段の1つとして対策マニュアルの作成が非常に有効だと考えられますので、今後、カスハラに限らず、ハラスメント対策のマニュアル、手引等の作成を含め、職員へのフォローアップの体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 補足になるかどうか分かりませんけど、平山議員は消防団とか、いろんな形で役場とお付き合いが長い関係上、物すごく心配していただいているんだろうと思います。ありがとうございます。

カスハラについては、いっとき、お客様は神様ですという言葉がはやって、これは要するに商業ベースのコマーシャル文句で非常に当たったわけですよ。それで顧客のほうが自分たちは何をやってもいいんだという道徳の崩壊が起きたということです。

そう言っている企業の方々は、基本的にお客様は神様と言っているけれども顧客を選べるんですね。自分たちで選定できるんです。ところが地方自治体というのは最終的に住民の方々と接する窓口ですので、要は地方自治体はお客様を選べないんですよ。

私がよく職員に言っているのが、究極のサービス業です。全てが受け身です。その中でいかに気持ちよく帰っていただくかということが自治体の窓口の役割だろうと思っております。

その中でも、どうしても意味不明なことを言われたりとか、激高なさっていろいろなことを言われる方がいらっしゃるんですけども、今のところ、須恵町においては職員の質が高いと言つたらおかしいんですけど、それと委託している窓口の方々も非常にこやかに応対していただいておりますので、何度かそういったことで来られたお客様もコミュニケーションを取ると今のところ納得されていると、総務課長も言いましたように、あくまでも私は職員を守らないといけないですから、最終的にはそういった案件については私のところに報告があります。その段階で弁護士に相談するとか、警察のほうに連絡するのは私のほうから命令を出します。それは最終手段として、もう法的に提訴するという形まで行ってもいいということを言っておりますけれども、非常に須恵町の職員は質が高うございます。そこまでは行っていないということですね。

これからも職員の心のケアとか、そういったことも含めながら、この問題については総務課長をはじめ各担当課長を含めて、同じベクトルを向きながらこれからも対処していきますので、今回の質問ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 町として職員のレベルが高いということで少し安心はしておりますが、来られる方を選べないというのもあると思うので、やっぱり周知を少しずつしていって、行き過ぎないところをするというのも、ちょっと予防も必要かなと思います。

これで質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、平山諭君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 7番、川口満浩です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の表題でございます高齢者の見守り対策ですが、令和2年、令和5年に同僚議員が高齢者の命を守るべく、高齢者見守りに関するネットワーク、見守り体制と高齢者に対する取組みの一般質問を行っております。

当時は、ネットワーク構築の充実、65歳以上の方に対する対応で、健康で生活していただくための施策事業の取組について執行部より答弁がございました。

今回は、見守りの最前線にいる方の立場からお伺いしたいと思います。

近年、少子高齢化が急速に加速する中、一層増加することが見込まれる一人暮らしの高齢者、また高齢者がいる世帯などを対象とした見守り活動は、必要性が高く重要なことであると考えます。

町の政策である高齢者福祉サービスは、介護予防事業、生活支援、見守りと、町民にとって手厚い、多くのサービスに取り組まれています。ありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

ある高齢化の調査によりますと、2035年、今から10年後です。65歳以上の割合は、総人口が減少する中、高齢化率は上昇を続け、33.4%、3人に1人が65歳以上となります。また、85歳以上の高齢者人口は、全国で1,000万人を超えるとされ、負のスパイラルに陥り、様々な社会問題につながっていくと言われています。

地域には、認知症の方、障がいのある方、1人で家族の介護をされている方、生活に困窮している方など、何らかのサポートを必要としている方も暮らしていると思います。

このような状況の中、多くの方はできる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望んでいるのではと思います。その思いに応えるべく、地域の力で支え、異変に早急に気づき、命を守る仕組みである見守りは、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上での基盤になるものではないかと思います。

現在、高齢者の見守りで一番の鍵となるのは、民生委員皆さん之力ではないでしょうか。高齢者にとって身近な民生委員の活躍は生活の安全網となり、安心を提供する役目を果たす必要な存在だと思います。

高齢化が進み、民生委員の支援活動は増える一方であり、加えて、担い手不足の問題が懸念もされています。

そこで、須恵町で生活する高齢者の見守り対策についてお伺いします。

まず、民生委員の充足率をお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 民生委員の充足率は、令和7年1月1日現在では定数42名に対し42名で、率として100%になります。

しかし、その後、1名退任されましたので、6月1日現在、定員42名のところ41名で、38名の民生委員・児童委員さんと3名の主任児童委員さんがいらっしゃいます。充足率として約97.6%となっております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今、民生委員さんは、ほぼ100%であったんですけども、今回1人ということで、民生委員さんの欠員が出ている地域があるということですけれども、今、1人欠員になっていますが、その地域、欠員になっているところの対応というのはどのようにされたんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 同じ地区内の担当の民生委員さんのほうに若干の負担はかかりますけれども、ほかの民生委員さんに協力をお願いして対応いただいているところでございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） なかなか民生委員さんは今でも負担がひょっとしたら多くかかっているのかもしれませんので、そういう状態をずっと続けるというわけにはいかないでしょうから、できるだけ早く民生委員さんを見つけていただくということを区長あるいは地域の方に協力をいただきながら早く見つけていただきたいなというふうに思うところです。

民生委員は、人格、識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある方などを委嘱されておりますが、この方たちは通信費や交通費程度で給料の支給がなく、ほぼボランティアとして活動をされています。

民生委員さんの皆さんには、担当する地域において……。すみません。1つ飛ばしてしまいました。申し訳ありません。民生委員さんの活動をお話ください。すみません。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 民生委員の活動についてでございます。活動状況をお話する前に、まず民生委員のことについて簡単に御説明させていただきます。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員になります。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しており、任期は3年となっております。

民生委員の役割は、地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、そして必要な支援、専門機関

につなげるつなぎ役となっております。

民生委員の活動内容は多岐にわたり、様々な年代の方の相談相手となり活動していただいています。その中でも、須恵町の民生委員・児童委員協議会では、民生委員の活動として一人暮らしの70歳以上の高齢者の見守り、相談相手を特に力を入れ取り組んでいただいております。

また、子どもや子育てについての相談をお受けした際には、子ども・子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員につなぐようにしております。

また、民生委員・児童委員協議会では、情報の共有並びに資質の向上を図るため、毎月1回の定例会・班長会の開催や研修会等への参加や社会福祉協議会の事業への協力もしていただいているところでございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今、答弁いただきました民生委員さんは幅広くいろいろ活動されていて、その中でボランティアとして活動をされているということでございます。

民生委員の皆さんには、今、お話がありましたけれども、担当する地域において地域の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスのつなぎ役としての役割を果たすとともに、一人暮らしの高齢者等の見守り、安否確認など重要な役目を果たしているのが民生委員さんであるということでございます。

次の質問に移りますが、いろいろと活動していただいているその民生委員さんが職務遂行中に事故やけがを負った場合の対応をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 民生委員さんが事故やけがを負った場合についてでございますが、須恵町民生委員・児童委員協議会では、全国民生委員互助共励事業に参加しており、公務中の事故等によるけがや死亡の場合に見舞金や弔慰金が給付されるようになっております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 民生委員の方々も十分に注意してされているでしょうけれども、何があるか分かりません。移動に関しては、自動車、徒歩等、様々ですので、もし何かあった場合の補償はしっかりとお願いしたいと思います。

次に移りますが、今の世の中、定年を迎える方々は多く、また民生委員としての責任の重さや高齢者が高齢者を見守るなど、ほかの自治体では民生委員の扱い手不足が懸念されているそうです。

民生委員の立場からすると、活動している民生委員さん皆さんのが体力面、精神面の負担を少しでも軽減してあげることが必要になってくるのではないかと思います。

逆に、見守られる側からすると嫌がる方もいらっしゃるでしょうが、幾つもの目で見守られる、

また自らを救う手立て、方法も欠かせないものになってくると思われます。

本町で取り組んでいる高齢者向けの福祉サービスに関して幅広く打ち出されております。その1つに高齢者相談・見守り事業では、緊急通報システム貸与事業や食の自立支援サービス、つまり配食サービスですね。これに取り組んでいらっしゃいます。こここのところをどのように周知されているのかをお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 周知につきましては、民生委員の皆様による見守り活動での案内や専門職である地域包括支援センター職員や福祉課職員からの相談対応による案内がございます。

また、令和6年度は広報による周知や民生委員や区長の皆様への周知を行っております。そのほか、町のホームページでも周知を行っております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 多く周知はされていますけれども、シニアクラブとか地域のボランティアでいろいろな情報を知っていらっしゃる方もいると思いますので、幅広く協力を得られた方がいいのかなと思います。

その中で、配食サービス事業についてちょっとお聞きしますが、これは見守りと健康増進を図る事業とうたっていますが、配食を担当される方からの情報のフィードバックはどのような流れになっているのか。また、フィードバックによる事例があれば、分かる範囲でいいですでちょっとお話を聞きます。

○議長（松山 力弥） お答えできますか。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 配食サービスの事業につきましては業者の方に委託をしている状況でございます。もし、訪問して不在等、何かございましたら委託業者の方が家族等に連絡をするようになっております。もし、家族等への連絡が取れない場合につきましては役場の方へ連絡が入るようになっております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） いろいろとそういう事例も出てきていると思います。そういうことがありましたら、身近な方とか、それからそれに携わる方たちに情報を共有して、またそれを生かしていただければと思います。

次の質問ですが、福祉サービスに取り組んでいます、今、申しました緊急通報システム貸与事業ですが、現在、このシステムを利用していらっしゃる方が令和5年度で29名、要望者のみとのことです。自身、非常に少ないなど、この数字を聞いたときに感じているところなんですが、平成3年3月に策定された須恵町緊急通報システム事業実施要綱の第4条に、機器の設置に対して費用は町が負担し、基本料金及び通話料金は設置者の負担とすると明記されており

ます。

自治体によって取り組み方が違うようですが、1人でも多くの方に、多くの高齢者が利用できるように設置と基本料金をセットで対応されてはいかがでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 料金についての御質問でございますが、現在、毎月の機器のレンタル代を含む設置費用につきましては、町が負担をしているところでございます。

御利用者本人の負担は、据置き型を利用の場合は通話料のみの負担で、携帯型を利用の場合は、通話料は委託業者が負担しますので本人の負担はございません。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 本人の負担が思いのほか少ないのかなと、少ないと、少なくてありますといふ話なんですけれども、そういう町による負担というのは他町に比べても非常に充実していると思いますので、その辺の周知をもっとしてあげて、取り組むというか、持つてもらうというようなことができるのではないかなと思います。

この実施要綱に基づき柔軟に取り組まれていると思いますが、平成3年ですから、古いからといって言っているわけではありませんけれども、設置機器の申請に関して、申請書、承諾書、貸与契約書など、行政としては当たり前の手続なんでしょうけど、もう少し今の時代に合った手続の方法や、負担は、今、話がありましたけれども、そういうものをちょっと見直されてはいかがかなと思います。また、見直す時期に来ているのではないかなと思いますので、ちょっとお考えがあればお聞きします。

○議長（松山 力弥） お答えできますか。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 手続についてという御質問でございますが、提出書類の中には緊急に対応する必要が生じた場合の連絡先や通院、加療中の医療機関名など、利用者に関する情報等を把握する必要がございますので、どうしても必要書類等が多くなってまいりますので御理解いただければと思います。

将来的には電子申請等も考えられるかと思いますけれども、現状、まだまだ高齢者の方は経験がなく、利用が難しい状況であると考えております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） いずれはもう電子申請というふうになっていく、あるいは周りの方でできる人もいると思いますから、その辺を手助けすればできないことはないのかなと思いますけれども、進めていただきたいなと思います。

また、この実施要綱に関連しますが、次の質問ですけれども、民生委員さんは担当される高齢者の中で、面会する回数が少ない、気になる高齢者に対してなかなか会えないという、そういう

心配や不安になることもあるそうです。

とはいって、民生委員さんの今の不安感から安心感を得るために、むやみやたらにこの緊急通報システムの機器を配るものでもありませんし、高齢者個人や家族によってそれぞれ事情はあると思いますが、民生委員さんあるいは関係される方、必要と考える高齢者、また昼間1人になる高齢者など、利便性、必要性の周知を徹底して、この緊急通報システムの設置数量を増やしていくこうという考えはありませんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） この緊急通報システムは、高齢者及び御家族の安心につながる事業だと考えております。今後も高齢者の方や御家族の皆様が安心してこの須恵町で生活することができるよう、引き続き周知を継続し、必要な方へサービスの提供を行っていきたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） この緊急通報システムの機器を配ることで高齢者を救う、あるいは民生委員の負担を軽減する、全てを解決するものではありません。それはもう百も承知です。

ただ、このところ独居で亡くなられる話を同僚議員から聞いたり、亡くなられた方を担当していた方が何か方法はなかったのかなと悔やまれるような声を耳にしたりもしております。今後、このような事例が増えるのではないかと懸念するところでありますので、ちょっとお話を聞いております。

今年度の当初予算では、高齢者相談・見守り事業に289万円の予算が計上されており、中でも緊急通報システム貸与事業の予算は、前年度、前々年度と減額されており、令和元年度対比でいうと3分の1に予算が減っていると、今年度はこの額でスタートしていますが、予算を増額し設置を増やすことで高齢者の生活に安心を、見守る側にも安心感を少しでも持つことができれば、共に暮らしやすくなるのではと思うところであります。町の負担は大きくなりますが、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、高齢化が進むことで見守る側にも限界が生じると思います。民生委員、地域団体の見守りが、都度、増員できればいいのですが、70歳を過ぎても元気で働いてという現役としての働き手も多く、担い手不足の原因の1つとも言われています。

今後を見据え、自治体によってはAIの技術やIOTを活用し、企業と自治体が協力して高齢者世帯の見守り体制の強化、離れて暮らす家族とのコミュニケーションの支援をするなど、スマートスピーカーを活用した高齢者の見守り事業の実証実験が進められております。

スマートスピーカーは皆さん御存じでしょうが、高齢者の方が朝起きたら、よく眠れましたか、体調はいかがですか、薬は飲んだか、こんな聞き方はしていないんでしょうけど、スマートス

ピーカーと対話することで遠く離れた家族や自治体、関係者に情報をフィードバックし、画面からは表情や顔色が見える見守りを行うシステムで、これは民生委員さんの負担軽減にもつながるのではないかというふうに思うところでもあります。

民生委員の皆さんは、地域福祉の担い手として多岐にわたる活動に取り組んでいます。体力面や精神的負担を軽減するためにも、スマートスピーカーを活用した見守りや緊急通報システムの活用を広げるなどが必要になると考えます。総括して、今後の高齢者を見守る対策についてお伺いします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 現在、民生委員の皆様には、地域の高齢者の見守り活動に御尽力いただき、大変感謝しております。

須恵町では、今後も一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることが予想され、民生委員の負担が増えることは否めません。町としましては、民生委員への支援、協力はしっかりと行つていきたいと考えております。

しかし、民生委員のみで対応することは難しいと考えております。高齢者の見守りは、ほかにも行政区内で見守りをしてあるところもございますし、シニアクラブや小地域ボランティアの皆様においても実施しておられます。1人でも多くの地域の皆様方に見守りに御協力いただけると助かります。

また、見守りが必要な高齢者をなくし、元気な高齢者がいつまでも元気に過ごせるということも大切だと考えております。そのため、介護予防事業の実施に加えシニアクラブやシルバー人材センター等への活動支援を行い、高齢者の社会参加の機会を創出しているところでございます。

将来的には、スマートスピーカー等を活用することも想定されますが、現状、現段階では、今まで利用されていらっしゃらないため活用が難しい状況ではないかと考えております。

町といたしましては、今後も様々な資源の活用を行いながら、高齢者の見守り対策の充実を図つていきたいと考えております。

住み慣れた須恵町で安心して自分らしい生活を続けていくことができるよう、行政、地域、関係団体と連携を図り取り組んでまいりますので、議員の皆様方、また町民の皆様方の御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 川口議員の今回の質問は、まさに本日の傍聴、藤会長はじめ役員の方、シニアクラブの会員の方々がお見えになっている中で民生委員制度の在り方とか、緊急通報システムの再勉強という形で非常によかったのかなと思っています。

確かに高齢者、先ほど議員の言葉の中に高齢化で負のスパイラルに入っていると、私はそうじ

やないと思うんですよ。なぜかと、私も70歳過ぎてシニアクラブに今年入りました。須恵町の昼間、動かしている方々がここにいらっしゃるシニアクラブの会員さんとか、65歳過ぎた方々が安心・安全なまちづくりをなさっているんですよ。だから、何もかも一くくりで高齢者が社会のお荷物みたいなイメージでお互い捉えるのはやめたほうがいいんじゃないかなと思っております。

その中でも、民生委員会の役割もそうですけれども、社会福祉協議会、民生委員会、人権擁護委員会、行政相談委員、そして弁護士相談もあります。その中で大きな力を発揮していただいているのがシニアクラブなんですよ。

先ほど高齢者の単身世帯とか、御夫婦だけの世帯が増えてきて、この方が区にも入っていらっしゃらないと、シニアクラブにも入っていらっしゃらないと、当然、情報がないわけですから孤独死とかが起きていくわけですけれども、根本は、その方々に対してやはり外に出ていくて、みんなと情報共有をしてもらわない限り、必ずこれは起きるんですよ。

だから、その点については社会福祉協議会ともシニアクラブとも相談しながら、私はどんどんシニアクラブの会員が増えていくて、横の情報の中に入っていらっしゃらない人たちの情報まで入っているというようなまちづくりをしていかないと、確かに統計上の高齢化というのを増えていくんだろうと思います。でも元気な町でありさえすればいいんですよ。

そのためのキーワードはシニアクラブです。そこにいかに議会も我々行政サイドも力を入れて、会員さんが増えていく、この町はおもしろいよって思ってもらえるまちづくりをしていくこと、そのことが民生委員さんの仕事も軽減していくし、社会福祉協議会の仕事も軽減していくし、そういった仕組みをつくっていくのが我々行政サイドであり議会の役割だろうと思っていますので、これを機会に、たまたま、今日、シニアクラブの会長さんはじめお見えになっていますから、この場でお約束しますけれども、シニアクラブをどんどん我々とともに支援していきながら、そういった漏れをなくしていくと、その中で、やはり須恵町で過ごしてよかったですと思われるようなまちづくりをつくっていくことが、やっぱり今おっしゃったことの原点回帰、解消になると思いますので、一緒にやっていきましょう。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 私も66歳になりました、今年からシニアクラブ、これは新原シニアクラブですけれども、参加させてもらっています。今、町長がお話をされましたように、まず元気でいるということが一番であると思います。でべそかもしれませんけど、私もあっちもこっちも顔を出したりするわけなんですけれども、そういう場で顔を見ると、大体、同じようなメンツになっているもんですから、本当はなかなか出てこない方も引っ張り出していかないといけないと、今後はそうしないといけないなというふうにも思っております。

負のスパイラルは一般的に言われていることで、この町には値しないような形のことになっていくのが一番だとは思いますので、そういう面でも今後の取組をさらに強化していただきたいと思います。

私、一番最初に同僚議員のことを言いましたけれども、そのときも含めて、今回、私はいわゆる命を救うというキーワードをもとに、そういう人を対象に何とかしていきましょうやということで、元気な方は元気な方でいっぱいいらっしゃるわけですから、そういうふうに少数の方かもしれませんけれども、そういう方たちに対する命を救うという意味での、今後もこういうふうなことが必要になっていくだろうということでの質問でもありますので、皆さんのはうは、先ほども言いましたけれども、またその取組をさらに強化していただきたいなと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、川口満浩君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） ここで休憩をしたいと思います。

再開を 11 時 20 分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、田ノ上真君。田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おはようございます。13番、田ノ上です。通告に従いまして質問いたします。

物価高騰への対応はと題して伺います。

物価高騰に社会が揺らいでいます。もう、この2週間前に通告書を出したんですが、そのとき備蓄米の議論で、2,000円で流通するのかどうかとか、そういう話でございましたが、2週間たつともう少し流通に乗って状況落ち着いたかなという形でございます。議論は次の段階に入って、今度は農政どうするのかという話になっております。もう政治も社会も動いておりまして、話もどんどん変化していくものでございますが、その変化はあるものの、現在進行中の課題として物価高騰というのを捉えてまいりたい。そう思っております。

今、米の話しましたけど、ガソリン代も高止まりしておりましたが、リッター当たり10円安くしようということで、少し変化が出ておると、一息ついているという、その程度であると思っております。

米の急騰に隠れているようでございますが、食料品全体が平均8%価格上昇しているというこ

とであり、国民の生活を直撃しているということでございます。

一方で、マクロの経済は好調です。税収も最大となっており、物価の高騰が賃金の上昇を上回っている。政府は経済対策を検討中ということですが、これまた選挙対策もあり、減税なのか、給付なのか、それ以外か、いまだ審議中と、通告の時点ではそう書いておりましたが、どうやら減税は難しいようですね。やればいいのにと思っておりますが、残念です。マクロの経済対策は国に任せるしかありませんが、一度上がった物価が下がることは、よほどのことがない限り困難と思われます。

この物価高騰の現状は変わらないものの、須恵町でできることは何かと考えての質問でございます。

以下、お伺いいたします。

まず、1つ目として、民間事業者への補助として検討しているような方策はあるでしょうか。

例としては、運送業者に燃料費を補助している自治体もあります。事業者が苦しんでいるのは、主に燃料費、原材料費の高騰、そして人手不足です。町にできることは限られると思いますが、物価対策、事業者支援として検討しているもの、また可能なものがあれば教えていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求める。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） このたびの議員の御質問の趣旨でございますが、現在、社会全体が未曾有の物価高騰という喫緊の課題に直面しており、町民の皆様の生活や地域経済に多大な影響を及ぼしていることに対しまして、本町として、いかに町民の皆様に寄り添い、具体的な対策等を講じていくかという、重要な御提起であるというふうに認識しております。

政府においては、経済対策は喫緊の課題として検討中であり、国がマクロ経済政策を担うことは当然でございますが、本町としましても、物価高騰による影響を最小限に食い止め、町民の皆様が安心して日々の暮らしを送れるよう、また、町内の事業者が活力を持って活動を継続できるよう、町として可能な限りの対策を積極的に講じていく必要性を強く感じております。

議員の御指摘のとおり、一度上がった物価が容易に下がることは困難であり、この物価高騰が今後も続していく中長期的な課題であるという認識の下、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を最大限に活用し、短期的な対策の構築に加え、持続的な対策を講じるため、現在、検討・実施を進めているところでございます。

それでは、御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、物価高騰は、特に、燃料費、原材料費の高騰、さらには人手不足という複合的な要因により、町内の民間事業者、その中でも中小・零細企業の経営者を強く圧迫しているのではないかというふうに推察しております。

現在、本町は、民間事業者支援のための補助事業については、実施はしておりません。民間事業者への直接的な補助につきましては、特定の事業者のみを対象とすることに対する公平性の観点から、町独自の恒常的な補助金制度の創設は難しいかと考えております。

また、価格高騰が中長期的に継続していく中で、単発の補助金交付が事業の継続的な効果をもたらすかどうかの判断も難しい側面がございます。加えて、本町が実施する物価高騰対策は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、一般財源を活用した継続的な補助金制度を設けることは財政的にも困難であるというふうに考えております。

しかしながら、事業者支援の必要性は強く認識しております、例えば福岡県が実施している中小企業向けの生産性向上・賃上げ緊急支援補助事業など、県による支援策の動向を注視してまいります。

これにより、これらの県の情報を広報やホームページなどを通じて町内の事業者の皆様に御案内し活用を促していくことで、事業者の皆様の負担軽減につながるよう、積極的に情報提供を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 少し想定外の答弁でございました。町内業者の支援は、いろいろ理由は言っておられたようでございますが、困難であるというお話でしたが、全くもって困難なものなのだろうかというふうに思っております。

ちょっとすみません。早口でなかなか聞き取れなかつたんですけど、重点支援地方交付金に関しては、内閣府が出したマニュアルといいますか、事務連絡、私も見せてもらったんですけど、推奨事業メニューが様々あります、生活者支援、事業者支援とございまして、結構できるメニューがあるんじゃないかなと思って見てたものですから、当然様々な施策を検討して今に至っているというものと思っておりました。

ちょっとすみません。二重三重になって恐縮ですが、もう一度、御答弁してもらってもよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長、先ほどでいいですから。先ほどの一部でいいですか。

○総務課長（諸石 豊） すみません。早口でしたので、すみません、もう一度、状況について説明いたします。

まずは、民間事業者への直接的な補助につきましては、特定の事業者のみを対象とすることに対する公平性の観点、それから町独自の恒常的な補助金制度の創設というのは難しいというふうに考えています。特に、価格高騰が中長期的に継続していく中で、単発の補助金交付が事業の継続的な効果をもたらすかどうかというところの判断が非常に難しい側面がございます。

それから、本町の実施する物価高騰対策、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しておりますため、それ以外の一般財源を活用しての継続的な補助金制度を設けることは、財政的には難しいということでございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） お話よく分かりました。確かに、例えば、近隣町で運送業者に支援していたりします。ガソリン代を。こういったものは単発の補助金交付という形になるというお考えになるんでしょうかね。

もうちょっとしゃべります。そういうた様々な部分、特定の事業者というのは、当然駄目だと、これ私も思います。恒常的な補助金の創設は、恒常的という形でずっと支援するのが難しいということも分かります。ということは、一時しのぎと言うと失礼ですが、今、大変厳しいこの経済状況の中で、いつときでも楽になってもらおうとかいう形での検討はされたのでありますか。いかがでしょう。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今日、傍聴の方がいらっしゃいますので、先ほどガソリン代のことをおっしゃったんですけども、この件はコロナの最中に企業が止まりかけたときに検討したんですよ。その中で、須恵町全部フリーランス合わせると900社以上あるんですよ。その中で運送業だけに限ってガソリン代よというのはいかがなものかと。運送業の中でも大中小あるわけですよね。じゃあ、そこに毎月どれだけのガソリン使っていて、重油系、使ってらっしゃって、幾ら補助すると。それがじゃあ経済対策になるかというと、コロナの最中もやりたかったんですよ。でも、これは無理だということで断念した経緯があります。

今回の経済対策については、国のはうが追加で町のはうに出していますけども、これもですね、国のはうも、じゃあどういった形で経済対策しなさいよという中身じゃなくて、ただ、ほんとくれているんですよ。その中で金額も、言葉悪いけども、そんな須恵町の企業の方々とか町民の方々に満遍なくにこッと笑ってもらえるような金額じゃないんですよ。そういう状況の中で、議員が御指摘のじゃあどうやるんだと、どうしようもないんですよ。そういう状況の中で、総務課のはうで、できる範囲のことを今検討しているということです。このことを御理解の上、何もやってないんじゃないです。やりようがないということ。はい。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） ただいまの町長の答弁よく分かります。要は額が足りんという言い方はちょっと失礼かもしませんけど、そういうことなわけですね。コロナのときは相当な額が来ておりましたね。あれからすると確かに私は今回の重点支援金というのはちょっと少ない。少ないとるのは、またまた変な言い方になるかもしれないんですけど、物足りないというふう

に私も思っております。これは政策に係ることなので、町長の判断を信頼して、この点に関しては説明を聞いたということで進めたいと思います。

どこまでしゃべったでしょう。はい。

ただ、1点、この部分、今後、事業者への支援をすると、何らかの形でやるという部分で変化がある。将来的に。事情が変わればやるかもしれないとか、そういう含みはあるものでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） もう今日傍聴の方も分かってらっしゃるかも、国が迷走しているんですよ。その中で、我々の財政規模の中で、ここでやるとかお答えできないと思います。

まず、第一義的には、町民の方々をベースにしながら、その方々をまず最優先にせんといかん。企業の分については、やはりこれ国がはっきりするべきですよ。米含めて。だから、今、確かに町民の方々苦労なさっている。でも、どうやればいいかを今判断している状況ですので、今、やるとかやれないとか言える状況じゃないということです。

これ1回やると、ずっとね、先ほどおっしゃったように、恒常に補助金出すのかと、そういう話になってくるでしょう。今、やっとても国がひっくり返りますよ。いや、こう言つとつたけど、こうなりましたって。2日後に変わっているでしょう。そういう状況の中で、恒常的な財政支援とかそういったことを軽々しく町が打ち出すべきじゃないと、今、慎重になっておくべきだと私は思っています。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 分かりました。ただ、私、恒常的とは言っておりません。一時しおぎでもと申し上げました。そして、経済対策は主に国の仕事であるとも申しましたので、町でできることと限定つきでの質問でございます。

進めてまいります。

続きまして、行政サービス料の補助について伺います。

行政サービス料と書きましたが、内容的には一般町民への補助でございます。

既に補正予算案で重点支援交付金の使途も記載されていますが、通告書のとおり進めたいと思います。

最近の施策では、町内で使える商品券、これプレミアム商品券ではなく生活支援商品券の発行ですが、大変人気のある政策でした。余談ですが、コロナの頃は就学支援児童の世帯に米を配付したこともありましたが、隔世の感があります。あの頃は想像もしていませんでした。今やるとなると大変な壮挙でしょうが、無理な話と思っております。

それはともかく財源上の配慮が必要ですが、生活支援商品券等の給付の考えはあるでしょうか。

また、行政庁として、住民、事業者との間に料金の発生する業務があります。戸籍住民票等の

交付料、施設の利用料、水道使用料やコミバスの乗車料などが該当すると思いますが、何らかの負担減のお考えはあるでしょうか。物価対策、町民支援として検討しているものがあれば、教えていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議員御指摘のとおり、以前発行いたしました町内で使える商品券は、町民の皆様から大変御好評いただき、町内経済の活性化にも大きく貢献したと認識しております。この物価高騰下において、町民の皆様の生活を直接的に支援する有効な手段の一つとして、給付型の商品券や、それに準ずる施策の再実施は、町民の皆様からの御要望も踏まえ、前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

本町としましては、現在の町の方針としまして、町民の皆様に対し、少しでも負担軽減となるような対策を国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しながら、着実に実施することに注力をしております。

具体的な取組としましては、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、商工会が実施するプレミアム付商品券のプレミアム分を町が増額補助し、商品券の発行額を増やすことで、より多くの町民の皆様に御利用いただけるよう、準備を進めているところでございます。これは物価高騰下における家計の負担軽減と町内消費の喚起を両立させる効果的な施策であるというふうに考えております。

また、行政サービス料金につきましては、受益者負担の原則に基づいておりますが、物価高騰下においては、町民の皆様の負担軽減という視点も重要であるというふうには認識はしております。現在、行政サービス料金の一括引下げや減免は、財政運営やサービスの質の維持に影響が大きいため、実施は困難な状況でございます。しかし、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得者層や子育て世帯への個別支援策の拡充など、多角的な視点から、引き続き検討を進めてまいります。

さらに、町民の皆様への直接的な支援として、町内各小学校の給食費に対する補助につきましても、引き続き実施し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。保育所の給食費の補助についても計画しているところでございます。

また、当初予算で御承認いただきましたが、町内行政区の電気代節減のため、町内照明灯のLED化も今年度中に完了させる予定であり、これは町の経費節減とひいては住民サービスの維持につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 生活支援商品券に関して前向きに検討するということでおかっただんでしょうか。いいみたいですね。ありがとうございます。それは私もうれしい気持ちで聞いておりました。

プレミアム商品券、これは商工会の分ですね。確かに補正予算でプラスされておるのを確認しております。これ前年比から須恵町の補助としては120万円の増になるようございまして、商工会商品券の発行額5,750万円、プレミアム分が750万円と前年比から約4割増ということで、これ大変な金額になっていると思っております。これは町民にとっても、町内商工事業者への支援としても追い風になるなということで期待しているものです。なるべく多くの町民の方がこの商品券手にできるように、というと、電子化されていますけど、よかつたなと言えるような形になっていけばうれしいことだなというふうに思っております。

そして、給食費に関してですけど、これ補助していくということですけど、そうすると保護者の手出しの分が少なくなるということでしょうか。それを物価高騰に対応して、その分を補助するから、実際、保護者の手出しの分はそんなに変わらないとかいうことになるもんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 物価高騰に対応する増額分の補助でございます。保護者の負担は変わらないということです。（発言の声あり） はい。（「承知いたしました」の声あり）

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。町民への補助という形では、手厚いというか、様々に考えておられるということを理解いたしました。

続きまして、行政経費の見直しについて伺います。

消耗品費、光熱費、通信費、委託料などの行政諸費用は、不足のときは補正することもできますが、遠方への出張などによる旅費に関しては条例に規定されている範囲内の制約があります。これ現実に物価高騰により合わなくなっているのではないかと危惧しております。規定を改正することで、事務負担を軽減し業務により専念できる環境を整えるべきかと思います。

お伺いいたします。旅費の規定について改正すべきとお考えでしょうか。また、その場合、どのような点に改正が必要とお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 出張旅費について、行政経費でございますが、国家公務員においては、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、それから国内外の経済社会情勢の変化に対応や、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直し等を行うため、令和6年度に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行さ

れ、宿泊費が定額支給から上限付実費支給になるなどの改正が行われております。

本町におきましては、近隣市町の動向を確認しながら、本町の旅費規定においても国の基準に合わせて改正するべきかというところをちょっと検討したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） ありがとうございます。質問。全般通して、この件も含めて、経済対策施策の件もそうなんんですけど、一生懸命やっていきたいなと思うんですけど、全体を通して、今ちょっと動くのは動きづらいなと。なぜかというと、政府のほうも、今、米で右往左往しているし、それが今度は農政問題に発展しているし、それが経済対策にどう反映していくのかとか分からぬ状況ですので、町民の皆様に、企業というよりも町民の皆様に喜んでもらえるような形で、その資金を使いたいなということでまとめさせていただきたいなと思いますし、この旅費の問題なんんですけど、議員御存じかどうか知りませんが、条例の中で、宿泊費、県外宿泊費は、私よりも議員さんたちのほうが2,000円高いと。その中で一生懸命頑張っておりますので、今のところ不平不満を言わずに、一生懸命、東京あちこちでロビー活動してまいりますので、お心遣いありがとうございます。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 先ほど給食費の件で答弁あった分で、ちょっと私が聞き逃しておりましたので、ちょっと補足というか説明をさせていただきたいと思うんですが、令和7年度の給食費は材料費が360円になっております。昨年度320円です。今回補正のほうで計上させていただいているのは、その差額の40円の補助金として計上をさせていただいて、審議いただく予定にさせていただいているんですが、実質、昨年度も40円の補助を行っております。というのは、5年度が280円の材料費、それから昨年度320円に上がって、その40円差額を補助しています。今回も360円の40円増額になっておりますので、その分の40円を補助する形になっております。ですから、実際の保護者の負担金としては、昨年度の分からすると40円上がる形になります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 先に吉本課長に確認をしてよろしいでしょうか。ということは、令和5年からずっと据置きになっているというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 保護者負担金の分のみで話をすると、令和5年度が280円、令和6年度が補助金をした結果280円、令和7年度が補助金をした結果320円になるというこ

とでございます。

以上です。（「分かりました。しょうがないですね」の声あり）

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 町長の答弁への再質問という形になるんでしょうか。そうです。

だから、そこが私は非常にやっぱり苦しい状況じゃなかろうかと。町長が、多分一番出張しているのは町長だろうと。議長もたくさん出てあるではあります、やはり行政の長である町長が最も多角的な活動をされているんではなかろうかと、そこでやはり不条理があつてはならんと思うわけであります。別に町長だけじゃありませんけど、頑張ってくださるのは大変ありがたい。そう思っているんですが、そこでやはり事務負担を軽減し、そして職員がより業務に専念できるように条例を改正することを踏まえて施策を打っていただきたいなというふうに思つておるわけであります。

今回、物価高騰への対応を問う質問を、一つは事業者に対して、そして町民に対して、また行政自身の3つの側面にわたってお伺いいたしました。ちょくちょく出てまいりました話ですけど、コロナのときも、あのときも、経験したことのない社会的危機の際、須恵町はよく対応し、町民生活を守ってきたと私は評価しております。今回、物価高騰の中、できる範囲になろうとは思いますが、平松町長を中心に町民生活を守る施策を展開していただくことを願い、私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これにて、田ノ上真君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） ここで、昼食休憩をしたいと思います。

再開を午後1時からといたします。休憩に入ります。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 3番、白水春夫でございます。通告に従い一般質問を行います。

それでは、聴覚機能のフレイル予防を題して、まず質問事項、聴覚機能のフレイルチェックの取組についての質問です。

聴覚機能の低下による衰え、つまり難聴を意味するとともに、難聴によって周囲の関わり合いが大きく変化し、フレイルに陥ってしまったり、フレイル傾向になってしまうことを防ぐために聴覚機能のチェックを推進します。

それは、周囲が聴力の低下に気づかず、この状態を放置すると、その他のフレイルと同様に心身の活力の衰えが進み、認知症や鬱病となるリスクが高まることが懸念されています。また、難聴により認知症に誤認されるリスクもあります。

須恵町は、フレイル予防教室などで、加齢や病気によって心身の活力が低下を、健康な状態を維持できるよう、フレイル予防の運動教室などをされています。ありがとうございます。

日本の想定難聴者数は、1,430万人、10人に1人が難聴の時代と言われていますが、聴覚機能の低下を加齢による身体機能の低下や認知機能の低下と勘違いしてしまうケースが多々あります。例えば、話しかけても以前より反応しなくなった、外出するのがおっくうになった、部屋に引き籠もることが多くなった、以前より怒りっぽくなったり、大好きだったテレビを急に見なくなったり、以前に比べて会話が難しくなった等の症状が見られる人は、聴覚機能低下の原因の可能性があります。その原因が認知症や鬱病となる可能性が大きく、そのためには、聴覚機能低下に力を入れ、取り組むべきだと考えています。

ちなみに、聴覚機能の衰えのチェックの項目を言いますと、一つ、家族にテレビやラジオの音量が大きいと言われたことがある。相手の言ったことを推測で判断することがある。外出することがおっくうになった。会議や会食などの複数人の会話がうまく聞き取れない。話し声が大きいと言われる。会話をしているときに聞き返すことが増えた。大きな声で話しかけられてもうまく聞こえず聞こえたふりをしてしまう。この項目に4つ以上当てはまると聴力低下のフレイルのリスクが高まるそうです。

聴覚機能の衰え、つまり難聴を意味することになります。特に先ほど言いましたとおり、難聴であることを理解されず、認知症などに誤認されてしまうおそれもあると指摘されています。難聴について正しく学ぶ機会をつくり、意思疎通方法を見つける必要性があると思います。

そこで質問です。福岡県は、フレイル予防の取組として聴覚機能のフレイルチェックがホームページで分かりやすく紹介されています。無料のアプリも紹介されており、スマホで簡単に聴覚機能のフレイルチェックができます。須恵町では聴覚機能のフレイルチェックは行っていますか。また、今後、このような取組を行っていく計画はありますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 聴覚機能のフレイルというのは、聞き取る機能の衰えや低下が原因で、心身の活力が衰え、認知症や鬱病となるリスクが高まり、社会的孤立を引き起こすリスクを高める重要な健康課題あると認識しています。

日常生活において、聞こえづらいなどの症状等があった場合は、補聴器などの装着が必要になることもあると思いますので、医療機関等の受診していただくことをお勧めいたします。

次に、御質問についてですが、須恵町においては、現在、聴覚機能のフレイルチェックは実施

しておりません。今後、福岡県や近隣市町等の情報収集し、どの事業において実施すると効果的かを考慮した上で、実施していくか検討してまいります。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 先ほど、その答弁なんですけども、福岡県の他の自治体で言いますと、粕屋町、篠栗町、志免町も取り組んでおります。須恵町も取り組んではいかがと思いまして質問させていただきました。

次の質問に入ります。

周知啓発についてです。今後、聴覚機能のフレイルチェックの周知を多くの方に実施していくためにも、町の特定健診での声かけや広報による掲載等に伴う周知を行ってみてはいかがと考えます。この点、町としてお考えを聞かせください。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 現在、須恵町では、集団検診の場では聴覚機能のフレイルについて、直接的なお声かけは行っておりません。町民の方が聴覚機能の衰えなどの様々な健康課題についてのお困り事などの相談は、健康増進課でお受けしておりますし、高齢者の健康や生活のお困り事に関する相談は、須恵町地域包括支援センターでも受け付けています。

周知につきましては、町の広報誌やホームページ、また、健診などの活用を含め検討してまいります。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 理解いたしました。要は検討させていただくということで認識させていただきます。

聴覚機能のフレイルを予防するためには、御本人や御家庭などの周囲の方が聴覚低下にできるだけ早く気づくことが大切です。同じく加齢による聴覚低下の方に聞こえるようにするための支援として、音を聞く方法があるんです。

1つ目は、骨伝導と言います。2つ目は、軟骨伝導と言います。それが聴覚低下による耳に当てる方法であります。

近年、銀行や病院、警察等の窓口などで、利用者向けに導入が進んでいるのが今言った軟骨伝導イヤホンというものです。

この軟骨伝導イヤホンとは、耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える仕組みです。イヤホンを耳に軽く当てるだけで音が聞こえ、音漏れが少なく、大声での会話の必要がないため、プライバシーの保護につながります。耳を完全に塞がないために圧迫感が少なく利用しやすくなっています。また、イヤホン自体に穴や凹凸がないため、アルコール除菌等で清潔に保つことができ、衛生的に不特定の方が使用される場面で効果的に感じます。

最後の質問です。

聴覚機能低下による聞こえづらさが、孤立し、フレイル状態を予防するためにも、町として、この軟骨伝導イヤホンや集音器等の積極的な活用を促進し、健康長寿の須恵町を目指すべきと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） まず、集音器に関しましては、福祉課窓口に1台設置していますので、要望がありましたら対応可能でございます。

耳が聞こえづらい方に対する窓口対応につきましては、主に、ゆっくり、大きな声で、丁寧に説明を行っています。場合によっては、筆談にて対応しているところでございます。

軟骨伝導イヤホンについては、通常のイヤホンや骨伝導と比べて、耳穴を塞がずに耳の入り口にある軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、骨伝導より痛みや音漏れが少ないといった利点がありますので、導入については、どの機種がよいかを選定し検討してまいります。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回、本当に傍聴者がシニアクラブのテーマに限ったような一般質問が多いんですけども、このフレイルの中でも、要するに未病と訳すんですけど、難聴系の部分については、役場に数台機械を置いても普及啓発しないと思うんですよ。おっしゃっていることは十分分かります。ですから、健康増進課それと福祉課と協議させて、広報活動、加齢による耳の受診を推進するとか、そうやって、もし本当にそれがただの加齢によるものなのか、病気のものなのか、これ役場に置いて、それ聞いたら聞こえるからといって、要は逆にそれで治療が遅くなったりとか、いろんなことが判断できますので、この件については健康増進課と福祉課と相談させて、まずは普及啓発活動で、聞こえなくなった人はまず受診してくださいということのほうが大切だろうと思うんですよ。ですから、おっしゃっていることは十分分かりますし、先ほど担当課長も言いましたように、役場のほうに1台置いておりますので、そのあたりも、もう1回広報活動をやった上で、どんどん加齢になって耳が聞こえなくなるとか、身体的に動けなくなっても、やっぱり須恵町は、外に遊びに行きたいと、みんなと触れ合いたいというような施策として、そういった広報活動で普及していきますのでよろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 町長の答弁、本当にありがとうございます。本当に間違いなく、少子化、高齢化ですので、先々のことを考えていただき、検討も視野にいただくことを期待して、今回の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、白水春夫君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 5番議員、男澤一夫です。通告に従い、ほたるの湯の減免措置と利便性について質問をしていきます。

まずは、利用状況についてお尋ねいたします。

ほたるの湯への入浴利用者と電位治療器ヘルストロンの利用者の年間利用者数を、令和5年度、令和6年度についてお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 利用者数についての御質問ですが、お答えする前に、電位治療器ヘルストロンについてですが、現在、ヘルストロンからスカイウェルという名の交流高圧電位治療器へ令和4年7月1日にアップグレードされておりますので、そちらの利用者数をお答えいたします。

これ以降、ヘルストロンをスカイウェルに置き換え、回答させていただきます。

まず、ほたるの湯の入浴利用者数ですが、令和5年度、3万36人。内訳が大人、中学生以上2万7,485人、子ども1,518人、幼児1,033人。令和6年度3万1,172人。内訳が大人2万8,360人、子ども1,547人、幼児1,265人となっております。

次に、電位治療器スカイウェルの利用者数は、令和5年度6,382人、令和6年度5,636人となっております。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。利用者数が令和5年度、令和6年度で若干増えているということは、多分コロナ禍が明けてから若干増えたのかなというふうに思います。また、ヘルストロンじゃないですね、スカイウェルの利用者がほたるの湯の利用者に対して5分の1ぐらいが利用されているという勘定になるんですかね。分かりました。ありがとうございます。

続きまして、スカイウェルですか、スカイウェルについてお尋ねいたします。

健康の維持等を目的として電位治療器スカイウェルは設置されていると思います。利用することで、どのような効果があるのかをお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 交流電圧電位治療器スカイウェルの効果についてですが、製造会社のホームページによりますと、厚生労働省認可の交流電圧電位治療器で、機器から発生する高圧電界で全身を包みこむことで、頭痛、肩こり、慢性便秘、不眠症を緩和すると記載されております。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 私もちょっと調べたんですが、今、おっしゃられているとおりで、厚生労働省が認可しておりますので、確かに体に対して健康状態をよくするいいものかなというふうに思います。実際私も利用したんですが、正直よく分からなかったです。実際に自分が体に感じるものではないんでしょうけど、20分間かかるんですが、毎日1回かかったらいいですよというの、案内があるのは見ました。体にいいことが分かりましたので、ありがとうございます。

次に、利用者への減免措置について質問いたします。

ほたるの湯利用者の中で、65歳以上、障がいがある方へは減免措置を取り入れてはと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） まず、ほたるの湯は、高齢者の皆様をはじめ、子どもから大人まで全ての人が利用できる町の福祉施設でございます。料金につきましては、大人、中学生以上が300円、小学生が100円、乳幼児は無料としております。

御質問の料金の減免措置についてですが、結論から申し上げますと、今のところ減免措置を取り入れることは考えておらず、現状のままでいかせていただきたいと考えております。

理由といたしましては、令和7年4月1日に、都道府県知事が指定する普通公衆浴場、いわゆる銭湯の入浴料金の見直しが行われ、大人12歳以上の料金が480円から550円に改定されている状況でございます。ほたるの湯では、年齢問わず、より多くの皆さんに御利用いただきたいと、県指定の入浴料金よりも安く設定させていただいているところでございます。また、男澤議員も御存じだと思いますが、エネルギーをはじめ物価が高騰しており、ほたるの湯の維持管理費においても、その影響を受けております。加えて多くの高齢者の皆様に御利用いただいており、減免を実施するとなりますと、運営面にも大きく影響を及ぼすことが予想される状況でございます。

77歳、88歳、99歳、100歳以上の高齢者の皆様方には、毎年9月に、ほたるの湯で御利用いただける高齢者施設利用券を郵送させていただいております。また1枚お得な回数券の販売も行っておりますので、ぜひ御活用いただければと思います。皆様方の御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 今、減免の措置の予定はないという御答弁ですが、一応関連してなんですが、近隣の例えば志免町さん、篠栗町さん、古賀市等は、一応そういうような、若干差異はありますけど、減免措置等を取られております。言い方が悪いんですけど、須恵町は何もないの、その辺、近隣と例えば同じような条件にするのはあっていいのかなというふうに、私は思

っているんですが、そのことに関してはいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 最後に総括で述べようと思ったんですけども、もう今日傍聴者もいらっしゃるし、議員さんたちも結構若くなっていますので、この社会福祉協議会の中にあるほたるの湯ですね、できたいきさつからお話をしたいと思うんですけども、当時、今現在オイコス言っていますボランティアセンター、あれ福祉の生涯学習のまちづくりで、何をしてもらえるか、何ができるのか、皆さん参加型の福祉行政を始めていきましょうということで、あそこに建て出したんですよね。

そのときに、吉松文具店の前に社会福祉協議会って2階建ての古い建物があったんですけども、社会福祉協議会のほうから、一緒に建て替えてくれないかということで、同時並行で建て替えたんです。そのとき2階にお風呂あったんですよ。その当時のお風呂の利用者というのは、ごく一部の人に限られていて、こんな3万人とか使ってらっしゃるお風呂じゃなかったんです。

その中で、計画の段階で、私、担当課長しておりましたから、当時の吉松昭幸町長、助役はたしか長澤助役で、収入役が合屋正義収入役、総務課長が最後に副町長を務められた稻永副町長ですね。総務課長のときに、計画案を出したときにおっしゃったのが、私は一応行政側ですから、このお風呂って、そんな何百人しか入らんようなお風呂に、物すごい赤字出ますよという段階でお話をしたんですよ。そのときに三役そろって、特に総務課長が、平松君、これはね、町民に対する福祉サービスだと、赤字とかで考えるべきやないと。だから造ろうということで、ああいう形態のお風呂を造ったという経緯です。

今現在が300円という値段、これが高いか安いかというと安いと思います。私は。これ以上の減免措置というのは、利用者負担の考えから言っても、これを減免すると言ったら150円とか200円とか、みんなどう思ってらっしゃるか分からぬけども、あまりにも受益者負担というのがなさ過ぎるんじゃないかなと思って、今回の一般質問が出た段階で、担当課長、総務課長と話したときに、私のほうが、値段は今のまんまと、いいということを言っています。

今日の一般質問の中で水道料の問題とかおっしゃった。減免したらどうかとおっしゃった。粕屋地区で一番安い水道料、たしかうちだと思いますよ。そして豊富に水を持っている。それは先人たちが何かあったときのために水は大事にしてきた。その水を使ってます。よその町のお風呂は循環型です。細菌が発生して造り替えられたと思いますが、私どものほたるの湯は最初から飲んでいい水道水をざぶざぶと使っているんです。健康に物すごいいい。次の日も新しい須恵町のおいしい水でつくっているお風呂でございますので、そのあたり御理解いただいた上で、何でほたるの湯が今の形態になったのかということをお含みいただくと、300円というのが、高いか安いかという、私は安いと思います。数字から言うと、毎年2,500万円赤字です。

2,500万円。これを安くすると3,000万円の赤字です。10年たつと3億円です。だから町民の皆さん、安くなつたほうがいい、分かるけども、幾ら何でもそういった福祉サービスもいっぱいね、いっぱい安くしようとすると財政に影響が出ますので、そのあたりは町民の方々にも御理解いただいて、毎日いいお風呂に300円で入っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 町長、御答弁ありがとうございます。言われるように、この部分だけを見れば、ちょっとどうかなという分もありますし、全体を通して須恵町としてはやっているんだよという御答弁だと思います。ありがとうございます。多分思ってある方も理解できるんじゃないかなと思います。

次に、今度は、私、このほたるの湯を利用して感じたことと気づいたことをちょっと今から質問いたします。

まず、利便性についてなんですが、ほたるの湯の男湯脱衣所では故障中のロッカーがたくさんあります。利用者のことを考えるとロッカーの修繕か取替えを早急にするべきではないでしょうか。また、女湯の現状についてもお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 脱衣所のロッカーの件についてですが、ほたるの湯には2つのお風呂がございます。日替わりで男湯と女湯を入れ替え御利用いただいているところでございます。議員御指摘のとおり、どちらのロッカーも全体数の3割から4割が故障している状況でございます。

修繕できていない理由としましては、現在設置しているロッカーが廃番になっており、部品のみの交換修繕ができず、ロッカー全体を取り替える必要があるため、見合わせている状況でございます。

利用者からロッカーが足りないなどの声は出ておりませんが、交換に要する費用の見積もりを取るなど、必要な情報収集を行い、対応を検討したいと考えております。予算計上の際はよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 添付資料に一応写真も、壊れたロッカーを載せているんですが、私も数えたんですよね。30幾つかあるうちの十四、五がもう壊れていて、ほぼ5割近いんじゃないかなというような感じだったんで、早急に見積書取って、予算上げてほしいなど。早急にまた改修してもらえれば、利用者も心よく利用できるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次なんですが、須恵町の公式ホームページ内の「ほたるの湯をご利用ください」を開くと、休

憩いのスペース等の写真が添付され、くつろげるスペースと紹介されています。しかし、現在はスカイウェルが5台設置されており、ホームページの内容と異なっています。このようになつたいきさつをお尋ねします。

また、ホームページの現状への更新が必要ではないでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 令和元年度10月に須恵町包括支援センターを福祉センター内に設置し、令和2年1月から新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休館しております。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により相談室が不足し、憩いのスペースを生活福祉資金の特例貸付相談場所として活用し、ヘルストロン室を相談室に改修しております。同時に、憩いのスペースにスカイウェルを5台設置しております。

御指摘いただきましたホームページにつきましては、目まぐるしく変わっており、変更した際にホームページの更新をしないまま、古い情報を掲載したままにしておりました。更新されていなかった情報につきましては、更新をし、公開しております。今後このようなことがないよういたします。申し訳ございませんでした。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。更新されたということですので、利用者の方もホームページを見て、現状との差異がないことに、普通に使えるのがいいと思っておりますので、ありがとうございます。

次に、利用者の制限についてお尋ねします。

一応資料写真を添付しているので、参照していただけたらと思います。

入浴券の券売機左上に、「皮膚病・性病、その他感染症のおそれがある方の入浴はご遠慮願います。ほたるの湯」と貼り紙がしてあります。どのような事情でこのような貼り紙をされているのかと、また、いつから貼られているのかをお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 公衆浴場法4条では、「伝染性の疾患にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない」と定められており、当施設においても感染を防止するため、そのおそれがある疾患をお持ちの方に対して御遠慮いただくため、貼り紙をさせていただいております。

掲示開始時期については、不明でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 感染のおそれがある、拒まなければならないというのは、私も存じておりますが、ただ、例えば、性病が入浴中にうつるのかちょっと分かりませんし、感染症につ

いては当然そうかなと思います。ただ、私が気にしているのは、皮膚病と書かれているんですね。皮膚病というのは、広い範囲で皮膚病があるんですけど、その皮膚病のうつる病気に関しては駄目かと思うんですが、例えば、アトピー性皮膚炎とかは、僕、うつらないのかなと思うんですが、その辺を広いくくりで皮膚病とうたっていることについて、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） いいですか。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 議員がおっしゃられるように、皮膚病というのもいろいろな皮膚病があるかと思います。こちらに記載しているのは、公共の施設のため、感染する疾病、疾患の方のある方について、入浴を御遠慮いただきたいという旨で、記載はさせていただいている状況でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 例えば、僕は思うには、民間の例えばスーパー銭湯等で営業しているのは、そういうのを書かれても、別に僕は営業的、お客様を制限してもいいのかなと思うんですけど、ただ、町が運営する福祉センターの中のほたるの湯として、確かに健康な肌をお持ちの方が、例えば皮膚疾患がある人を見て嫌な思いをするかもしれませんし、うつらないかもしれないけど、どうかなと思う部分もあります。ただ、そこまで皮膚病を入れて制限する必要があるのかなというのが、僕はちょっと疑問に思うところであります。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 語彙が足らないというんであれば、説明しますけども、あくまでも公衆浴場ですから。その中で、一応こちら側とすれば、今まで貼り紙してなかった部分で、それ落ち度なんですね。貼ってなければ誰でも入っていいわけですよ。その部分の語彙が足らなかつたんだろうと思いますけども、その中で伝染性のある皮膚病については御遠慮くださいという形で、制限はかけるべきだと思います。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ということは、ここに書かれている貼り紙は、感染するおそれのある皮膚病の方は入っちゃ駄目ですよというふうに解釈でよろしいですか。（発言の声あり） そしたらですね、感染症ってうたうだけでいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） いろんな方が利用されるんですよ。広義に書くと自分はいいやないかって言われるから、ある程度、公衆浴場ですから、貼ってなかった、こっちが悪いんであって、ある程度そうしないと、町民の方々が利用される施設ですから、極端なことを言うと常識の範囲で使

ってもらえりやいいんですよ。それを今、逆に言うと、議員がおっしゃっているの、こじつけになります。逆に。だから、それは常識の範囲でね、貼り紙なさっているのを見られた人たちが常識で判断されると。それを広義で、感染症、それはどうでも捉えられるじゃないですか。だから、それは行政としては無理です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 貼り紙はそのままということで分かりました。実際自分も、言っても仕方ないでしようけど、若干皮膚病を患っていました、実際あの貼り紙を見たときに、ああ、僕入ったらいかんじやないかなとか思ったわけですよね。そう思う人がやっぱり何人かおられるんじやないかなと思って、ちょっと今回このように質問させていただきました。町長がおっしゃられるように、個人の判断で、常識の範囲で利用してくださいよというならば、その辺は理解できましたので、そのようにさせていただきます。

また、実際、私が利用して今回3点ほど問題点、問題というんですか、気づいた点を質問させていただきました。

また、ほかにも改善の余地がないか、確認作業とかを実施する予定はありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。今の問い合わせ、関連してですけども。平松町長。

○町長（平松 秀一） 一応管理は社会福祉協議会にお任せしています。実際入っているのは、シルバー人材センター入っていただいておりますので、担当課長のほうから社会福祉協議会に行って、いろんな問題点あるかどうか確認させます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） ありがとうございます。確認していただけることなので、ますます施設がいい施設になることを望むものであります。

また、そのことによって、利用者がたくさん増えることを祈念することとし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） これで、男澤一夫君の一般質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後2時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時40分散会
